

特別養護老人ホーム サンビレッジ宇治田原 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長楽会の福祉理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿い、高齢者が要介護状態となった場合においても、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するように努める。
- 2 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
- 3 施設は人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム サンビレッジ宇治田原
- （2）所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川1 1 5 番地の1

（事業主体）

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人長楽会とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設の勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）
施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1名（非常勤兼務（短期入所、同介護予防を兼務）、内科1名）
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- （3）生活相談員 1名以上（常勤兼務（短期入所、同介護予防を兼務））
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービス調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- （4）看護職員 4名以上（常勤兼務1名以上（短期入所、同介護予防））
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が

サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (5) 介護職員 18名以上（常勤兼務18名以上（短期入所、同介護予防を兼務））

施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。

- (6) 管理栄養士 1名（常勤兼務（短期入所、同介護予防を兼務））

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たすものとする。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上（常勤兼務の看護師又は非常勤兼務の理学・作業療法士又は鍼灸師等）

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務（生活相談員と兼務））

施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

- (9) 介助職員 1名以上（短期入所、同介護予防、通所介護を兼務）

施設の清掃等を行う。

- (10) 調理員 委託

食事の提供に必要な調理を行う。

- (11) 事務員 2名（常勤兼務）

施設の維持・運営に必要な事務を行う。

（設備及び備品等）

第6条 施設サービスを提供するために必要な建物および設備については、居室、洗面所、静養室、浴室、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下等の専らの施設の用に供するものを整備する。ただし、利用者の介護に支障のない場合は、併設の居宅サービス事業と共用することができる。

2 前項に掲げる設備の他、施設サービスを提供するために必要な設備及び備品を備える。

（利用定員等）

第7条 施設の利用定員は58名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 施設の居室に短期間の空室がある場合は、その居室を短期入所生活介護事業の用に供することができる。

3 利用者に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設を利用できるようにする。

（施設サービスの提供）

第8条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、こ

の規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 施設サービスの提供を求められた場合には、その利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するよう努める。
- 3 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な場合に施設サービスを提供する。
- 4 正当な理由がなく、施設サービスの提供を拒んではならない。ただし、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な介護老人保健施設、病院または診療所を紹介する等の援助を速やかに行う。
- 5 利用申込者の入所に際しては、その心身の状況、病歴などの把握に努める。既に利用している利用者については、その心身の状況、そのおかれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討する。この検討に当たっては生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員間で協議する。
- 6 心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対しては、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれる事となる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
- 8 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 9 要介護認定の更新の申請が遅くとも現在の受けている要介護の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。
- 10 入退所に際しては、利用者の被保険者証の備考欄に、入所及び退所の年月日並びに利用施設の種類及び名称を記載する。

(施設サービスの取扱内容)

第9条 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等応じて、施設サービスの提供を行う。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しておこなう。
- 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設サービス提供に当たっては、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がある。この場合でも、利用者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとする。

- 5 提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第10条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成もしくは変更に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成もしくは変更に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者がその希望する生活を行うに際して、利用者が現に抱えるニーズをあきらかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で改善すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された改善すべき課題に基づき、利用者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画もしくは変更の原案を作成する。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画もしくは変更の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用者の介護)

第11条 介護に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴または清拭を行う。また、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 3 利用者に対し、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取替える。
- 4 常時1名以上の介護職員を介護に従事させるものとする。また、利用者に対して、利用者の負担により、施設職員以外の者による介護の提供を行ってはならない。
- 5 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供を行う。また、利用者の自立の支援に配慮して、離床して食堂で行えるよう努める。
- 6 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- 7 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。
- 8 教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。また、常に利用者の家族と連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
- 9 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者またはその家族において行うことが困難である場合には、利用者または家族の同意を得て、代行する。

- 10 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 11 医師または看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置等をとるとともに医師は、行った健康管理に関し、利用者の健康管理書類に必要な事項を記載する。

(利用料及びその他の費用の額)

第12条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当するサービス提供した際には、介護報酬告示上の額の1割（一定以上の所得のある65歳以上の利用者は2割もしくは3割）の額に食費及び居住費を加えた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、介護報酬告示上の額に食費及び居住費（別紙のとおり）を加えた額とする。

3 その他の費用については、利用者から次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 利用者の希望による金銭等の管理（管理委任契約締結）及び管理上通常必要となる費用

1日 50円

(2) 利用者が選択する特別な食事 実費

(3) 理美容代 実費

(4) レクリエーションや行事の材料費 実費

(5) 複写物の交付に伴い必要となる費用 実費

(6) 持ち込み電化製品の電気代 1台1日20円

4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額のその他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を利用者に交付する。

(勤務体制の確保等)

第14条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 利用者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によって、施設サービスを提供する。

3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回

以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 施設の利用に当たっては、あらかじめ利用申込者またはその家族は、この運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービス内容及び利用期間等について合意のうえでサービスの提供を受けること。

2 実際に施設サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとする。

- (1) 外泊、外出の際は、必ず行き先と帰園予定時間を届け出ること。
- (2) 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。
- (3) 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。
- (4) 騒音等他の利用者に対し、迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第17条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。

また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 に実施する。

(協力医療機関)

第18条 入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院等の協力医療機関を定める。

2 指定協力医療機関は、医療法人社団どろんこ会 山口医院、社会福祉法人あじろぎ会 宇治病院とし、協力医療機関は、医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院、社会医療法人 岡本病院(財団) 京都岡本記念病院、医療法人社団石鎚会 京都田辺中央病院とする。

(掲示)

第19条 施設の見やすい場所に、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第21条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、京都府国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(地域との連携)

第22条 施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

(緊急時における対応方法)

第23条 施設はサービス提供を行っているときに、入所者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、出来る限り速やかに損害賠償を行う。

- 2 事故が発生した場合の対応、および報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第25条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置をこうずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第26条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第28条 施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第29条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第30条 施設は介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 随時

2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約とする。

4 施設は適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長楽会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

この規程の変更は平成14年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成15年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成15年6月25日より適用する。

この規程の変更は平成15年11月1日より適用する。

この規程の変更は平成18年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成19年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成20年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成21年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成22年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成23年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成24年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成25年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成26年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成27年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成27年8月1日より適用する。

この規程の変更は平成31年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和2年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和3年8月1日より適用する。

この規程の変更は令和3年10月1日より適用する。

この規程の変更は令和4年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和5年12月1日より適用する。

この規程の変更は令和7年4月1日より適用する。

別紙（第 1 2 条関係）

居住費

（単位：円／日）

	基準費用額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
従来型個室	1,231	320	420	820	820
多床室	915	0	370	370	370

食費

（単位：円／日）

基準費用額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
1,600	300	390	650	1360

※利用者負担の段階（負担限度額認定者）

第 1 段階・・・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者

第 2 段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 8 0 万円以下かつ、預貯金等の合計が 6 5 0 万円（夫婦は 1, 6 5 0 万円）以下

第 3 段階①・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 8 0 万円越 1 2 0 万円以下かつ、預貯金等の合計が 5 5 0 万円（夫婦は 1, 5 5 0 万円）以下

第 3 段階②・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 1 2 0 万円越かつ、預貯金等の合計が 5 0 0 万円（夫婦は 1, 5 0 0 万円）以下